

提出が必要となる事業者報告書について

A 床面積が 1,000 m²以上の事業所（提出用エクセル A）

	大規模制度	2 R 制度	特定食品制度
ホテル・旅館	○	○	○
簡易宿所・結婚式場等※	○	×	○
大学	○	○	×
その他の業種	○	×	×

※ これらのほか、内陸水運業、沿海旅客海運業

B 市内の複数店舗等の床面積の合計が 3,000 m²以上の事業者※（提出用エクセル B）

	2 R 制度	特定食品制度
食料品小売業・飲食店業	○	○
その他の物品小売業	○	×
食品卸売業等	×	○

※ 市内に床面積 1,000 m²以上の店舗等があれば、別途、当該店舗等において大規模制度に係る報告書（提出用エクセル A）の提出が必要

＜参考＞提出までの大まかなスケジュール

令和 8 年 8 月 末：提出期限（令和 9 年度以降の提出期限は 6 月 30 日）